

令和6年度おいで今治！もどろう今治！魅力徹底分析・発信業務 公募型プロポーザル

【質問及び回答】

	質問箇所	質問内容	回答
1	仕様書 3 業務範囲 (2)	タイトルが「Uターン者に向けたヒアリング調査と提言」となっており、調査手法がヒアリング調査に特定されていますが、他の同等な手法を提案することは可能でしょうか。	提案内容が同等の効果を得られる手法であれば可能です。
2	仕様書 3 業務範囲 (4)	クリエイティブ（動画等）の提出時期が特に示されていませんが、契約期間である令和7年3月15日が期限でよろしいでしょうか。	提出期限は、令和7年3月15日にかまいません。
3	仕様書 3 業務範囲 (5)	ガイドブックのリバイス案の提出期限について、本文では「令和7年3月15日」となっておりますが、一方、「4 成果品 (2)」では、令和6年8月31日とされています。本文（令和7年3月15日）の期限が正しいということでしょうか。	ガイドブックのリバイス【案】を提出していただく期限が令和6年8月31日です。 その後、市側と内容等について精査し、最終的に完成したガイドブックを成果品として令和7年3月15日までに提出いただきます。
4	実施要領 14 選定方法 (2) 第2次審査	第2次審査（プレゼンテーション等）においてはオンラインによる出席も認められるでしょうか。	オンラインによる出席も可能です。 ただし、審査当日にネット環境の不具合等により接続できず、プレゼンテーションに参加できない場合には責任を負いかねますので、予めご承知おきください。